

一七九三年六月一〇日—二一日の「共同財産の分割方式に

関するデクレ」(略称「共同財産分割法」) (試訳)

中 村 紘 一
大 野 博 実

第一節

第一条 共同財産 (biens communaux) とは、その所有または収益につき、一市町村 (commune) もしくは数市町村、または市町村の一セクション (section de commune) のすべての住民が、一個の共同の権利を有する財産である。

第二条 市町村 (commune) とは、あるいはそれが一個の市町村「体」 (municipalité) を形成するにせよ、あるいは他の市町村「体」の一部を成すにせよ、地域的交渉によって結合された市民の団体 (société de citoyens) であり、一市町村が

共同財産の分割方式に関するデクレ

異なる数セクションから成るならば、各々のセクションが共同財産を分有するように、共同財産を享受していたセクションの住民のみが分割に対する権利を有する。

第三条 市町村に帰属するすべての財産は《communaux》であれ、《patrimoniaux》であれ、いかなる性質のものであっても、以下に規定される諸形式においてかつ諸規則に基づいて、並びに「以下に」定められる例外は除いて、分割を受け容れるならば、分割されることができる。

第四条 共同林 (bois communaux) は、分割から除外される。共同林は、国有林 (forêts nationales) の管理のために「既

に」定められた、もしくは「将来」定められる諸規則に従う。

第五条 同様に、広場、遊歩場、公道および市町村の使用に属する建造物は、分割から除外され、都市の堀および城壁、公役務に供される建造物および土地、海岸、海州 (lais et relais de la mer)、港、船着場、停泊地、並びに一般に私的所有に親しまないために公の財産 (domaine public) の付属物とみなされる領土のすべての部分は、共同財産の中に含まれない。

第六条 現在まで「共同地に」家畜を引き入れる権利を享受していた市町村または市民は、従来通りその権利の享受を継続する。

第七条 市町村吏員が加えられる、森林管理 (機関) (administration forestière) の官吏の「視察」訪問および調査 (procès-verbaux) に基づき、かかる「共同」森林の全部または一部がその性質上存続するに足るだけの収益「を有するもの」ではないことが確かである時は、当該調査がディストリクト (district) の執行部の意見 (avis) に基づき、県の執行部によって許可された後、前条に定められた例外はかかる部分には適用されない。しかし、その分割または再植林に関しては、住民の会によって、かつ以下に規定される形式において、審議されかつ決定される。

第八条 共同地 (communaux) の地面が全部または一部に

ついて水没し、かつその干拓が一般事業 (entreprise générale) によらなければ遂行されることができないならば、水没した部分の分割は、干拓が執行されるまで停止される。

国民公会 (Convention nationale) は、農業委員会 (Comité d'agriculture) に対し、「一七九〇年」十二月二六日一七九一年一月五日のデクレによって定められた、沼沢地 (marais) の干拓を促進することになるデクレ案を直ちに公会に提出することを任ずる。

第九条 鉱山、鉱地、採石場およびその他の鉱産物を包蔵し、その価額が鉱産物を覆う地面の価額を越え、または、市町村のためであれ、共和国のためであれ、一般の利益 (utilité générale) が認められるような土地は、「分割を」留保される。

第一〇条 市町村は、その《biens patrimoniaux》の分割に関するいかなる行為も行いう前に、一七九一年八月五日のデクレに従って、その負債の弁済を為したことを証明しなければならぬ。

第二節

第一条 共同財産の分割は、在・不在を問わず、すべての年令およびすべての性の、住所を有する (domicile) 住民の頭数 (par tête) 為される。

第二条 住民でない〔土地〕所有者は、分割に対するいかなる権利も有しない。

第三条 一七九二年八月一四日のデクレの公布 (promulgation) の日の一年以前に市町村内に住所を有した、もしくは、他の市町村に居住しようとするためとはいえ、この時の一年以前にはそこを離れていなかった、すべてのフランス市民は、住民とみなされる。

第四条 定額小作人 (fermiers)、分益小作人 (métayers)、作男 (valets de labour)、家内使用人 (domestiques) および一般にすべての市民は、住民とみなされるために要求される諸資格を具備しさえすれば、分割に対する権利を有する。

第五条 すべての市民は、自己の住居 (habitation) を有する場所において住所を有するとみなされ、かつ〔そこで〕分割に対する権利をする。

第六条 一時的な公の職務 (fonctions publiques) を引受けたる者は、前条の規定から除外され、かつ、まさにその職務の行使のために離れた市町村において自己の分割に与る権能を有する。この例外は、旅回りの家内使用人および商人に拡張される。

第七条 父母は、自分の子の手に入る持分的部分 (portion) を、その子が一四歳に達するまで、享受する。

共同財産の分割方式に関するデクレ

いかなる者も、二市町村において分割に対する権利を有することはできない。

第八条 後见人すなわち孤児の扶養の任に当たる者は、分割につき孤児の手に入る持分的部分の保全を注意して監視する。

第九条 市町村体 (corps municipaux) は、特に、共和国の防衛に献身した市民の手に入る持分的部分の維持および保全を、善良な家父の注意をもって (en bons pères de famille) 監視する任に当たる。市町村体は市町村の費用でそれら〔の土地〕を耕作させ、かつ、分割に与る者 (partageants) の利益のために収穫させる。この後者の規定は、戦時にのみ適用される。

第一〇条 かつての領主は、住民といえども、一六六九年の王令第五章第四条の執行のために、三分割権 (droit de triage) を行使した時は、たとえ領主でない個人のために自己の持分的部分を処分したにせよ、分割に対する権利を有しない。

第一一条 当該一六六九年の王令第二章第四条によって設定された三分割権は、一七九〇年三月一五日のデクレによって廃止されている。

第十二条 各々の住民は、分割に際し自分の手に入る持分的部分の十全な所有権を享受する。

第一三条 しかしながら、各々の住民は、本デクレの公布以

後一〇年間はその持分的部分を譲渡することはできず、かつ、各々の住民が行うことのある売却は無効とみなされる。

第十四条 相互放牧 (parcours) は、分割に対するいかなる権利も与えない。

第十五条 本デクレによって定められる方法とは異なる、《biens communaux ou patrimoniaux》の分割を行う方法を定めるすべての証書 (acte) または慣習 (usage) は無効とみなされ、かつ、本デクレによって規定される諸形式において分割は行われる。

第十六条 分割に際し各々の市民の手に入る共同地の持分的部分は、公の租税 (contributions publiques) の支払いのため「この場合」を除いては、本デクレの公布前において「および」当該公布以後一〇年間は、負債のために差押えられることはできない。

第三節

第一条 共同財産の分割は任意 (facultatif) である。

第二条 本デクレの公示 (publication) 後八日「以後」その範囲内に共同財産の存する市町村庁 (municipalité) もしくは、その存しない場合には、ディストリクトの行政庁 (administration du district) が、市町村総会 (assemblees com-

munes) の招集のために規定された形式において、分割に対する権利を有するすべての市民を招集する。

第三条 住民の会 (assemblee des habitants) は、常に日曜日に開催される。

第四条 住民の会は、市町村総会のために設定された形式に従って、開催される。

第五条 性を問わず、分割に対する権利を有し、かつ、二一歳「以上」の、すべての個人は、「住民の会で」表決権を有する。

第六条 「住民の」会の開会に際し、市町村の総評議会 (conseil general de la commune) によって選任された委員は、その招集の件について「住民の」会に知らしめ、かつ、本デクレを朗読し、その後議長および書記の選任が行なわれる。

第七条 形成された「住民の」会は、直ちにその共同財産を全部または一部について分割すべきかどうかを審議する。

第八条 意見は、賛成か反対かによって採りまとめられる。

第九条 票の三分の一が分割に賛成すれば、分割が決定される。

第一〇条 この決定の後、分割を定める議決は、もはや撤回されることはできない。

第十一条 「住民の」会は、分割されることができず、かつ、その共同の収益 (jouissance en commun) が市町村にとって

有益でないような共同財産の売却または賃貸を議決することができる。しかし、当該議決は、ディストリクトの執行部の意見に基づいて、当該共同財産が分割されることに親しまないかどうかを確認させる県の執行部 (directoire du département) によって、許可された後でなければ、効果を生ずることはできない。

第十二条 住民の会は、同様にして、共同財産が共同に収益されることの継続を決定することができる。そして、その場合には、「住民の」会は、その共同収益を規制するためにもっとも有効だと考える諸規則 (règles) を定める。

第十三条 共同の収益を決定する議決は、一年以内は撤回されることができない。

第十四条 その場合、収益方法を定める議決は、ディストリクトの執行部の意見に基づいて許可されるために、県の執行部に伝達される。

第十五条 住民の会が、共同地の全部または一部の共同の収益を決定した場合、自分の家畜をそこに引き入れる権利を享受していた、住民でない「土地」所有者は、その他の住民と同様に、「その権利を」享受することを継続する。

第十六条 分割が決定された時、「住民の」会は、分割を実行するために、市町村外から選ばれる三名の鑑定人 (experts)

共同財産の分割方式に関するデクレ

——少なくともその中の一名は測量士である——、および「住民の」会の中で選ばれる二名の指図人 (indicateurs) の選任を行なう。

第十七条 この選任は、大声で、かつ投票の相対多数で為される。

第十八条 「住民の」会が、第一「回目」の会議のために定められた日曜日にその活動を終えなければ、次の日曜日に延長されることができる。

第十九条 「住民の」会の調書は、二通の原本に (original) 作成され、その中の一通は市町村の文書部 (archives) に、他の一通はディストリクトの文書部に寄託される。

第二〇条 市町村の総評議会は、選任された鑑定人と、その活動のために彼らに支払われねばならない対価を、予め協定する。

第二一条 鑑定人は、直ちに、分割、および、土地の性質の差異に応じ、境界の区分によって、各々の分割地 (lots) の比較に基づきかつ釣合のとれた決定を行う。

第二二条 各々の分割地は、番号を付される。

第二三条 鑑定人は、指図人と協力して、すべての出口 (issues) として必要な道路、並びに内部の交通および個人の利用のために残しておくのが適當である道路を、予め指定す

る。鑑定人は、同様にして、すべての運河 (canaux)、排水溝 (fossés d'égout)、並びに必要にしてかつ共同の利益のためのその他の工作物 (objets d'art) を、分割すべき総体から全く除外するために、指定する。

第二四条 当該鑑定人は、同様にして、ある地では家畜に水飼うため、もしくは一般の利益に関するその他の使用のために不可欠のものとして知られている、池沼 (mares) または共同水飼場 (abreuvoirs communs) に達するために必要な道路を指定する。

第二五条 鑑定人は、その活動の調査を二通の原本に作成し、それに指図人と並んで署名し、かつその中の一通は市町村の文書部に、他の一通はディストリクトの文書部に寄託される。

第二六条 鑑定人が、その活動を終了し、かつその調査を閉じてから直ちに、各々の分割地が抽選される。

第二七条 従って、市町村吏員は、予め八日〔以前に〕、抽選日を宣明させる。抽選日は常に日曜日である。

第二八条 各々の分割地に対応する番号札は、抽選箱 (urne) の中に置かれる。

第二九条 点呼はアルファベット順で為され、かつ、市町村吏員は欠席者の代わりに抽選する。

第三〇条 「抽選に関する」調査は、すべて二通の原本に作成される。その中の一通は市町村の文書部に、他の一通はディストリクトの文書部に寄託される。

第三一条 分割の実施が要する費用は、共同に分割に与る者 (copartageants) の間で、頭割りに割り当てられる。

第三二条 共同財産が、先の〔数〕デクレによって廃止されなかった土地定期金 (rente foncière) または貢租 (redevance) を課せられていたならば、利害関係人 (intéressés) が、分割の費用を支払い、かつ、共同〔財産〕が負担する定期金または貢租の元本 (capitaux) を償還するために足るだけの、当該〔共同〕財産の一部分を譲渡する方を選ばない限り、その土地定期金または貢租〕は分割を行なう前に買戻され、かつ、買戻し料 (prix de rachat) は共同に分割に与る者の間で頭割りに割り当てられる。

第三三条 共同財産の全部もしくは一部が賃貸されていたならば、共同に分割に与る者は、賃貸借 (baux) を維持するか、または〔解約の場合〕賃借人に補償しなければならぬ。

第三四条 〔一七九二年〕一〇月一月のデクレによって、共同財産の一部を耕作しかつ播種した市民は、その労働から生ずる収穫物を享受する。但し、分割を理由に、それら〔の市民〕に対していかなる故障も障害ももたらされることはできない。

第三五条 本デクレの公布の日から最初の五年間は、分割された「土地」資産に関する各々の交換契約(contrat d'échange)に対する登録税(droit d'enregistrement)の全「額」として、一五スーのみが徴収される。

第三六条 本デクレを理由として、「voyeux」「voiries」の名、またはその他のいくつかの名称で知られる村道(chemins vicinaux)の現状が変更されることは決してできない。国民公会は、農業委員会に対し、村道が有しなればならない幅を決定するためのデクレ案を直ちに公会に提出することを任ずる。

第三七条 あるいは分割されない「biens patrimoniaux ou communaux」の賃貸料から、あるいは住民の会が売却する「と」について議決し、許可を得たそれら「の「biens patrimoniaux ou communaux」の売却から生ずる収入は、もはや差引により課税される(en moins imposé)のでもなければ、地方負担(charges locales)の弁済に使われるのでもなくて、共同財産の分割のために規定された形式において、頭割りに分配される。

第四節

第一条 共和国全土において、「terres vaines et vagues」, «gastes», «garrigues», «landes», «pacages», «pâtis»,

共同財産の分割方式に関するデクレ

«ajones», «bruyères», «bois communs», «hermes», «vacants», «palus», «marais», «marécages», «montagnes」という種々の名で、およびその他すべての何らかの名称で知られるすべての共同財産一般は、その性質上、かかる共同地が存在する地域における市町村、または市町村のセクションの住民もしくは構成員の全体に所屬しかつ帰属する。そして、そのようなものとして、当該市町村または市町村のセクションは、以下の「数」条によって定められる制約および限定の下に、それら「の共同財産」を返還請求する(revendiquer)ことを許されかつ許可される。

第二条 数市町村が、三〇年以上の間、何れの側にも証書(titre)なくして、一つの共同財産を競合して保有(en possession concurrent)している時、それら「の数市町村」は、一市町村の住民がその間における共同「財産」の分割に関して「有するのと」同様の、一つの共同の権利もしくは慣習を有する土地の分割もしくは分配を為すまたは為さない権能を有する。

第三条 かかる「数」市町村によって決定された分割または分配の場合には、「数」市町村は、その分割の実行のために、各々の側で、鑑定人を選任しなければならない。これらの鑑定人は、その活動の調書を作成する。その調書はディストリクトの文書部に寄託され、かつ、その適式の謄本(expédition en

forme) は共同に分割に与る各々の市町村に交付されて、やはりその文書部に寄託される。

第四条 当該鑑定人間における区分 (division) の場合、県の執行部によって、遅滞なく第三の鑑定人 (tiers-expert) 一名の選任が行なわれる。

第五条 国民公会は、法律または慣習により許可されている場所における相互放牧 (parcours) および共同放牧 (vaine pâture) について、本デクレによって予断するつもりは全くない。国民公会は、農業委員会に対し、この事項に関する報告を直ちに公会に為すことを付託する。

第六条 本デクレの公示前の、かつ、その規定に反するすべての分割は、無効を宣言される。

第七等 一七九一年四月一三日・二〇日のデクレの第一章によって為された分割は、一七六四年六月一日および一七六六年四月一三日の勅令および宣言の文言により並びにその執行のために干拓されかつ開墾された土地の保有と同様に、維持される。

第八条 《terres vaines et vagues》《gastes》《garrigues》, 《landes》, 《marais》, 《biens hermes》, 《vacants》に関するかつての領主の所有権を証明するために、一七九二年八月二八日のデクレによって要求された四〇年の占有は、いかなる場合

でも、適法な証書 (titre légitime) に代わることはできない。そして、適法な証書とは、封建権力に由来するものではなくて、一七九二年八月二八日のデクレの第八条に従って、彼ら「かつての領主」が当該「共同」財産を適法に取得したことを立証する公署証書 (acte authentique) のみである。

第九条 本デクレの精神は、決して個人のかつ平穏な保有を脅かすことではなくて、封建権力の濫用および篡奪を禁圧することにすぎないが故に、四〇年前から一七八九年八月四日の時まで「に為された」すべての譲与 (concessions) 売却、強制配当 (collocations forcées) 分割またはその他の保有は、現保有者 (possesseurs actuels) またはその前主 (auteurs) だが、包括名義の封地の任意的取得者 (acquéreurs volontaires) または受贈者 (donataires) 相続人 (héritiers) もしくは受遺者 (légataires) ではない者のために、前の「教」条の規定から除外する。

第一〇条 そして、当該共同財産またはその一部を四〇年前から一七八九年八月四日の当該時期まで保有するにすぎない者に関しては、次の区別が為される。

自らによって取得されかつ現に利用され (en valeur) ている土地を、適法な証書をもってかつ信義誠実に保有し、並びに自分自身の手もしくはその前主の手で開墾した市民は、領主ま

たはその他すべての者のために自己に課せられていた貢租を、公の支払い済証書 (quittance publique) によって完全に免除されているのでない限り、市町村に支払うのでなければならぬ。

証書を有しない、もしくはその証書が適法もしくは適式でない、または不誠実に (en mauvaise foi) 証書を設定した——〔例えば〕市町村吏員が市町村総会に招集された市民の同意なく証書を承認したかの如き、またかつての領主が自己のために「不保障」(non-garantie) を約定したかの如き等——保有者は、自己の費用で、他人の手によってのみ当該土地を開墾させた、または、その証書がいかなるものであろうと、それら〔の土地〕を開墾せず利用していた取得者と同様に、当該共同地がいかなる状態であろうと、その保有を剝奪される。〔但し〕、保有者が共同に分割に与る者の中に入っていれば、適正に評価された自己の分割地の価額の剰余金 (surplus) を市町村に支払うことによってまさにその土地の保有のために彼ら〔保有者〕に与えられる優先権 [préférence] はこの限りではない。さらに万一の場合における売主のための彼ら〔保有者〕の保障もこの限りではない。

第一条 前の〔数〕条のいかなる規定によっても、国民公会は、一七九二年八月二八日のデクレの時期に、いかなる滅効

共同財産の分割方式に関するデクレ

(rémption) にも関係なく、裁判所で訴訟もしくは係争中であった市町村またはかつての家臣の諸権利を害するつもりはない。かかる訴訟は、本デクレによって定められた原則に基づいて、権利と主張そのものについて、および証書と証拠そのものについて裁判される。

第二条 国民公会は、あるいは聖職録保有者 (bénéficiaires ecclésiastiques) によって、あるいは修道院 (monastères)、世俗司祭団体または修道士団体 (communautés séculières ou réguliers)、マルタ騎士団 (ordre de Malte) およびその他の同業団体 (corps et communautés) によって、あるいは亡命者 (émigrés) によって、あるいはいかなる名義であれ国王直轄領 (domaine) によって、かつて保有された共同財産の一部が国民 (Nation) に帰属すること、並びに、そのようなものとして、それら〔の共同財産〕は、あるいはかかる共同財産が既に売却されたか、あるいは国民の利益のためにやはり売却することになっているのでなければ、それらが存する地域における市町村または市町村のセクションに帰属することはできないこと、を定める。

第一三条 あるいは市町村と市町村の間における、あるいはその中の唯一かつ同一の市町村の住民の間における、共同財産の分割の登録税は、今回に限り二〇スーである。

第一四条 共同「財産」に関する本デクレの他のいかなる「規定」によるのでもなく、前のすべての規定によって、市町村により苦難の時代 (temps de détresse) に強制的に譲渡された《biens communs et patrimoniaux》に関し先の「数」デクレによって市町村に認められ、「かつ」その形式と内容に従って福祉の目的で執行される買戻権 (droits de rachat) については、市町村に対しいかなる妨害も与えられない。

第五節

第一条 市町村間の分割方式を理由として起こることのある争い (contestations) は、ディストリクトの執行部の意見に基づいて、県の執行部によって、単なる覚書 (memoire) により終了される。

第二条 県の執行部は、ディストリクトの執行部の意見に基づいて、共同財産の分割方式を理由として唱えられることのあるすべての主張 (réclamations) について、同様に単なる覚書により表明する。

第三条 《biens communaux ou patrimoniaux》を理由として、すなわち市町村が封建権力の力によって剝奪された所有「地」 (propriétés) における権利、慣習、主張 (prétentions) 回復の請求 (demandes en rétablissement) もしくはその他

のあまねく何らかの要求 (réclamations) のために、市町村と「土地」所有者の間で現に係属中の、または提起されることのあるすべての訴訟は、仲裁の方法 (voie de l'arbitrage) によって解決される。

第四条 二市町村もしくは数市町村の間で、その《biens communaux ou patrimoniaux》を理由として、すなわち当該「共同」財産の所有もしくは収益を目的として、行われたまたは行われる訴訟は、同様に仲裁の方法によって終了される。

第五条 篡奪、不法に為された分割、譲与、開墾、干拓のために、および一般に《biens communaux ou patrimoniaux》を目的とするすべての争いのために、市民に対して市町村によって行使されるまたは行使すべき訴え (actions) についても、同様の「仲裁の」方法で行なわれる。

第六条 従って、当事者は、「当該共同」財産の大部分が存在するカンタンの治安判事 (juge de paix du canton) の面前に出頭し、かつ、各々「の当事者」が、一名または数名の仲裁人 (arbitres) を等しく選任する。

第七条 この選任の調書は治安判事によって作成される。

第八条 当該調書は、「治安」判事によって、および当事者がその術を心得ていれば当事者によって署名される。さもなければ、「署名不能の旨について」付記される。

第九条 当事者の一人が自主的に出頭しようとしなない場合には、治安判事によって交付される単なる召喚状 (cédule) によって、出頭することを催告される。

第一〇条 期限が切れても、その当事者が出頭しなければ、治安判事は、職権で (d'office) 出頭しない当事者のために一名の仲裁人または数名の仲裁人を選任する。

第一一条 その「選任の」調書が作成され、治安判事および出頭した当事者によって署名される。

第二二条 当事者は、一月以内に、自分の証書および覚書を仲裁人の手許に交付しなければならない。当該仲裁人は、その交付後二月〔以内に〕仲裁の裁定 (sentence arbitrale) を下してしまわなければならない。

第二三条 何らかの審査 (vérifications) を行うことが必要である場合には、当該仲裁人は、「審査を」行うために専門家 (gens de l'art) を選任する。

第一四條 審査のために選任された鑑定人は、現在の当事者または正式に呼び出される当事者〔に対して審査を〕行い、その調書を作成する。調書は、鑑定人によって、および当事者がその術を心得ていれば当事者によって署名される。さもなければ、「署名不能の旨について」付記される。

第一五條 仲裁人間における分割の場合には、仲裁人はその

共同財産の分割方式に関するデクレ

調書を作成し、自ら署名し、かつそれを「当該共同」財産の大部分が存するカントンの調停部 (bureau de paix) に直ちに送達する。

第一六條 調停部は、第三の仲裁人 (tiers-arbitre) の選任を行うのを見届けるために、その面前に出頭すべき当事者を呼び出させる。

第一七條 定められた日に、第三の仲裁人が調停部によって多数決で選任される。その調書が作成され、当事者がその術を心得ていれば当事者によって署名される。さもなければ、「署名不能の旨について」付記される。

第一八條 治安判事を補佐しなければならない補佐人 (assesseurs) は、常にその事件に利害関係のないカントンの中市町村 (municipalites) の一つの者の間で選ばれる。

第一九條 カントンの中のすべての市町村が利害関係を有するならば、第三の仲裁人は、以上に規定された「数」形式において、もっとも近いカントンの調停部によって選任される。

第二〇條 以上に言及された種々の呼び出し (citation) のための期限は、治安判事の面前への呼び出しのために一七九〇年一〇月一四日のデクレによって決定された期限と同様である。

第二一條 仲裁の裁定は、控訴 (appel) なくして執行され、

ディストリクトの裁判所長の単なる命令によって執行力を付与される。ディストリクトの裁判所長は、一七九二年八月一六日¹¹二四日のデクレ第一章第六条に従って、自らに提示される膳本の末尾または余白においてその命令を与えなければならぬ。

第二二条 本デクレは、その諸規定に反するすべての法律または慣習にもかかわらず執行される。

〔原典〕

① Duvergier, *Collection complète des lois, décrets et ordonnances*, t. V, pp. 325-333.

② G. Bourgin, *Le partage des biens communaux*, 1908, pp. 728-739.

③ Mavidal et Laurent, *Archives parlementaires*, 1^{re} série, t. 66, pp. 224-230.

〔解説〕

「共同財産分割法」は、アンシャン・レジーム末期以来フランス革命期を通じて為された、共同地問題の法的処理の頂点に立つ立法として、重要な意義を有する。就中、フランス革命期における土地改革の一環として企図された共同地分割は、封建制の廃棄を前提としつつ、国有財産の売却と並んで、農民的小土地所有の拡大を目指す土地再分配政策の一翼を担うものであった。しかし、「共同財産分割法」は、共同地分割に関する詳

細な手続規定を定めるのみならず、共同地の権利関係に関する実体的規定をも設けている。そして、共同地を巡る法律問題が共同体の存在態様と深く結び付いている以上、共同地政策の一方の柱は、共同体の法的処遇の仕方に帰着せざるを得ない。この意味で、本法は、共同地問題の核心たる共同体的諸規制の動向と市民革命期における国家と村落共同体の関係を窺わしめるものであり、入会権の比較史的研究にも資する処が大であると考へる。

テルミドール九日の政変による山岳派独裁体制の崩壊後、「共同財産分割法」は、相次ぐ立法によって実質的に骨抜きにされていった（特に、一八〇四年の「ナポレオン法典」第五四二条は、共同地の市町村財産化の根拠となった）が、法的に完全に廃棄されることはなく、後々まで共同地問題の基本法として援用されたのである。そして、「農民革命」の一定の成果たる「共同財産分割法」の存在は、共同地を中核とする共同体的諸規制に依存するいわゆる「分割地農民」に対し、フランス資本主義の展開に特殊歴史的な性格を刻印せしめる、役割を付与する重大な契機となったのである。なお、「共同財産分割法」の論理的構造および歴史的性格の分析については、拙稿「フランス革命期における共同地立法の展開——一七九三年六月一日の「共同財産分割法」を中心として」（『早稲田法学会誌』第

三〇卷）を参照されたい。

本法の訳出に際しては、三種の原典を比較対照したが、それらの法文の間に相違がある場合には、訳者の判断で正しいと思われる方を選択した。（大野記）